

私たちはどうするか～改憲の新しい動きとその特徴

2012年10月20日

宮前九条の会

高田健（九条の会事務局）

総選挙を前にした民主党、自民党、橋下新党などの動き：事実上の改憲大連立状況の政局

日米「同盟」関係の変容と、集団的自衛権行使に向けた動きなど、各種の「解釈改憲」の動き。

冷戦終結後の改憲論のターゲットとしての「集団的自衛権行使」と、明文改憲論。相互の関係。

1981年5月 鈴木内閣が集団的自衛権について「保有しているが行使できない」との憲法解釈。

2000年10月 第1次アーミテージ報告。2007年2月、第2次アーミテージレポート。

第3次アーミテージレポート。「日米両国は中国の台頭と核武装した北朝鮮の脅威に直面しており、特に日本はこの地域で2流国家に没落する危機にあること、これに対して、集団的自衛権の行使を念頭に、米軍の「統合エアシーバトル（統合空海戦闘）」と自衛隊の「動的防衛力」構想の連携で、米軍と自衛隊の相互運用能力を高めるべきだ」「東日本大震災後の“トモダチ作戦”では共同作戦が奏功したが、日本は依然として有事に集団的自衛権を行使できず、共同対処の大きな障害となっている」

領土をめぐる周辺諸国との緊張の激化。

「北方領土」と日ソ（日ソ）平和条約の未締結 / 1956年日ソ共同宣言。

竹島問題と日韓基本条約（1965年）

日中共同声明（1972年）

尖閣諸島問題と日中平和友好条約（1978年、1972年の日中共同声明を基礎に締結）。第一条

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

2010年の事件、菅内閣、「国内法で」対処する。

国連憲章2条3項 すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。

第9条

あたらしい憲法のはなし

文部省 1947（昭和22）年7月28日同日翻刻印刷

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。

「領土問題」の悪循環を止めよう～日本市民のアピール、とその後。国境を超えた共同と共生の形成。

中国、北朝鮮を仮想敵とした新戦略。動的防衛力構想、動的防衛協力。

国家戦略フロンティア分科会（平和のフロンティア分科会）報告書。

自民党「国家安全基本法案」（衆院選公約）集団的自衛権の行使。

集団的自衛権の行使論者の森本防衛相の役割。野田の「民主の敵」にみる持論。石破・安倍の共通性。

町村も総裁選公約で集団的自衛権行使・憲法改正を実現し、天皇元首、自衛権保有と国防軍保持を明記と。

原子力規制委員会設置法の修正、「わが国の安全保障に資する」

改正宇宙航空研究開発機構設置法、～「平和目的に限る」としている宇宙航空研究開発機構の設置法の規定を削除し、防衛利用を可能とするよう改正した。

武器輸出3原則を緩和し、PKO5原則の緩和（駆けつけ警護の合憲化～今国会見送り）などを画策し、イランをめぐる緊張の激化にともない合同軍事訓練やタンカー護衛を口実にホルムズ海峡に自衛艦を派遣。

日米関係。

日米首脳会談「共同声明」（4月30日）、フィリピン、北マリアナ・テニアンでの日米共同訓練基地設置。

沖縄から北マリアナのテニアンとグアムのアンダーセン空軍基地での動的防衛協力共同訓練。

日米韓豪などの共同演習の日常化。

石原らの挑発に応じた尖閣諸島国有化の動き。偏狭なナショナリズムの扇動。これに便乗したオスプレイの配備（野田発言）など。

安保ガイドラインの再々定義。ガイドラインは1978年に策定され、97年に見直しが行われた。その後、

中国の軍拡や海洋進出、北朝鮮の核・ミサイル開発など安全保障環境が大きく変化していることを踏まえ、両防衛相は、日米の役割などについて再検討する必要があるとの認識で一致した。

防衛白書の「動的防衛協力」の動き。

憲法審査会の始動に呼応した明文改憲の動き

2011年 5月。参院憲法審査会規程

2011年10月 憲法審査会始動

4・28を契機に相次いだ改憲草案、

自民党第二次改憲草案、たちあがれ日本の改憲要綱、みんなの党、維新新党の改憲論、など。改憲を衆院選公約に。自民党の変容。福田康夫「自民党は保守ではあるが右翼ではない」（3月）。保守2大政党の結果。

民主党綱領（私たちの基本理念）検討委員会（直嶋正行委員長）【私たちの現状認識】「天皇制の下で古今東西の文化を融合・発展させてきたわが国の特性にさらに磨きをかける」。

憲法審査会の経過（両院で実質審査各10回、と8回開催）何を議論したか

議論した内容。憲法調査会以来の経過と震災便乗改憲論、震災と憲法、三つの宿題について、各条章討議など。

惨事便乗改憲論ともいふべき「緊急事態条項」改憲論の強調。震災対応で日米同盟と自衛隊が支持されているという「自信」。

今後の運動の展望に関連して

第1に、安倍内閣の改憲暴走を阻止した、九条の会の歴史に学び、運動の強化を！九条の会らしい運動。

第2に、原発問題と憲法問題は不可分： 緊急事態条項導入論。 潜在的核抑止論。

新しく台頭してきたポスト「3・11」を自任する脱原発社会の実現をめざす広範な若者やお母さんたち、中高年世代の運動は民主主義の具現化だ。これと融合したあらたな憲法運動の構築が求められている。平和的生存権や基本的人権を生かし実現する改憲反対の運動は脱原発の運動の政治的思想的背骨となって、その発展を保障するもの。護憲運動はここでこそ真価を発揮しなくてはならない。